

# 「地区計画の区域内における行為の届出」について

地区整備計画区域内において、下記の行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、市長に地区計画の区域内における行為の届出（以下「届出」という。）をすることが必要です。

ただし、開発行為の許可を要する行為や通常の管理行為等その他政令で定めるもの及び建築条例で定められた事項については、届出の必要はありません。

※建築条例は、【原町田六丁目地区】以外の全てにおいて定められています。

届出をされる方は、あらかじめ、土地利用調整課にご相談ください。

## I. 届出を要する行為

### (1) 土地区画形質の変更

①土地の区画の変更で、従前から存する区画を分割し、又は統合して建築敷地等とする行為

②土地の形質の変更で、土地の2mを超える切土又は1mを超える盛土等の造成を行い、建築敷地等として整備する行為

### (2) 【建築物の建築】又は工作物の建設 【原町田六丁目地区のみ】

### (3) 建築物等の用途の変更

### (4) 建築物等の形態又は意匠の変更

### (5) 木竹の伐採

### (6) 土地利用の制限を含む敷地

## II. 届出に必要な書類

町田都市計画地区計画のうち地区整備計画区域内における行為の届出に必要な書類は次のとおりです。また以下のものを市1部、返却分1部の合わせて2部提出して下さい。

◇第1号様式（地区計画の区域内における行為の届出書）

◇第4号様式（同意書）

◆委任状（委任された設計者等の連絡先を記入してください）

◇案内図 ◇配置図 ◆設計図（平面図・立面図・断面図等）

◆その他参考となるべき事項を記載した図書（土地区画形質の変更の場合は、求積図など/形態又は意匠が定められている場合は、色彩が判断できる資料など）

【土地区画整理事業中の場合】

◆仮換地指定図、仮換地通知書 又は、◆保留地証明願、確定図

※◇印は、必須書類。◆印は、届出内容により不要になる書類

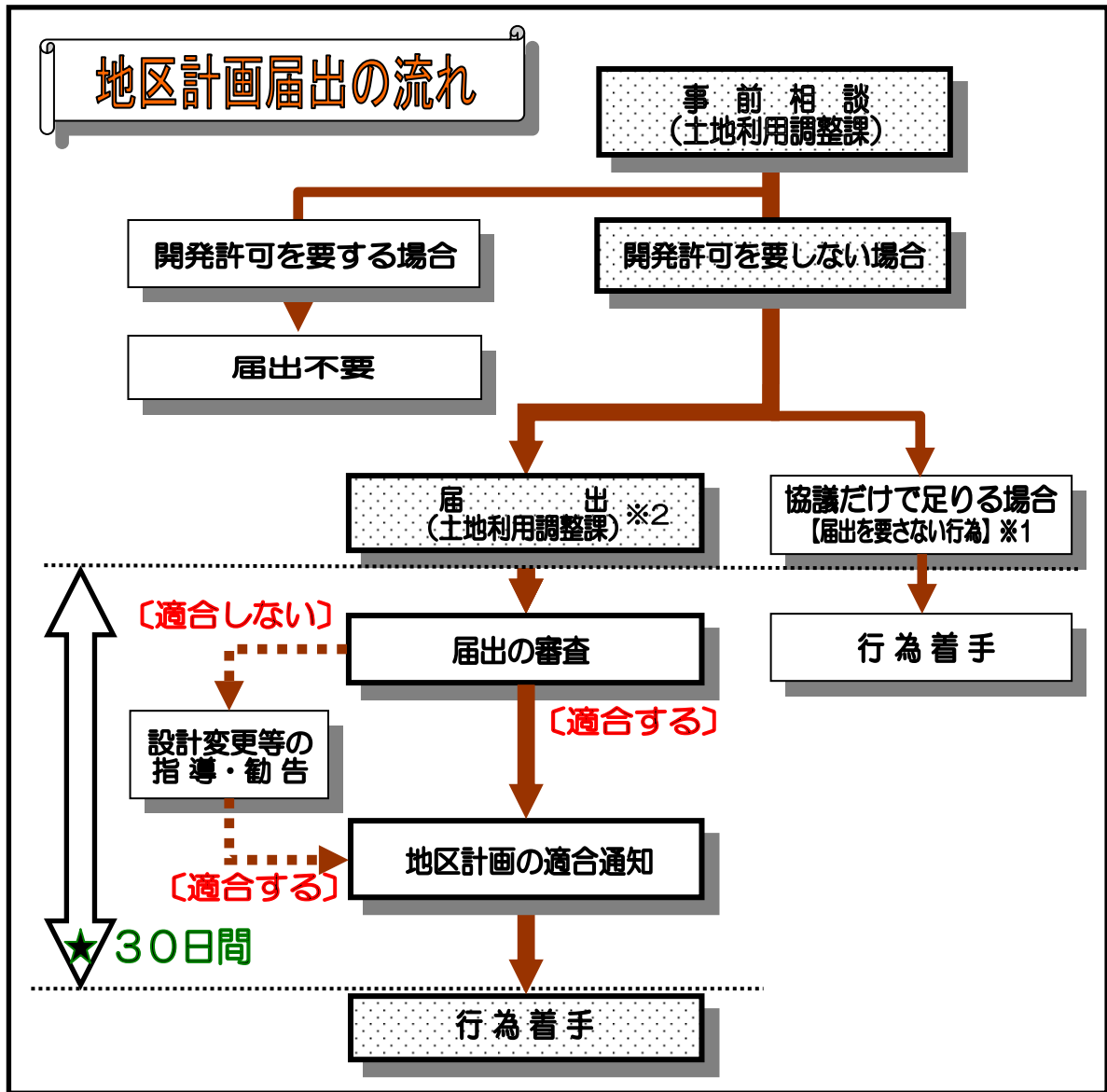
## III. 変更届出

届出に係わる事項を変更する場合には、当該変更に係わる行為に着手する日の30日前までに変更届出を提出してください。

◇第2号様式（地区計画の区域内における行為の変更届出書）

なお、提出部数、提出書類については、上記と同様です。

※ 都市計画法第58条の2による届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、罰金の適用をうけることとなります。（都市計画法第93条）



※1 届出を要さない行為とは、通常の管理行為等その他政令で定めるもの及び建築条例で定められた地区で建築確認を受けるもの。

※2 建築確認申請を伴わない増築等は届出を要する行為に含みます。

### 届出が必要な行為と添付図書

届出が必要な行為	添付図書
土地の区画形質の変更	位置図、設計図、委任状
建築物の新築、増築、改築、移転	位置図、配置図、平面図、立面図、委任状
工作物の建設	位置図、配置図、平面図、立面図、委任状
建築物等の用途の変更	位置図、配置図、平面図、立面図、委任状
建築物等の形態又は意匠の変更	位置図、配置図、立面図、委任状
木竹の伐採	位置図、区域図、施工図、委任状